

所管部課	政策経営部人事課	部長	藤本 貴史		
件名	東大和市職員の兼業許可等に関する事務取扱要領について				
	区分		1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>総務省は、地方公務員の兼業について、職員のニーズや社会情勢の変化も踏まえた内容の許可基準を法の趣旨の範囲内で創意工夫の上、設定することを、地方公共団体に求めている。</p> <p>このことを受けて、職員（会計年度任用職員を除く。）が営利企業等に従事する場合の任命権者の許可に関し、基準や事務の取扱いなどを定めるため、標記要領を制定したい。</p> <p>(1) 許可の基準</p> <p>① 任命権者は、職員が行う活動が、公益性が高く、広く不特定多数の利益（金銭的利益を除く。）の増進に寄与する場合で、次のいずれかに該当するときは、兼業を許可する。</p> <p>ア 学術及び科学技術の振興に寄与するもの</p> <p>イ 文化及び芸術の振興に寄与するもの</p> <p>ウ 児童、生徒又は青少年の健全な育成に寄与するもの</p> <p>エ 教育、スポーツ等を通じて市民等の心身の健全な発達に寄与するもの</p> <p>オ 保健、医療又は福祉の増進に寄与するもの</p> <p>カ 環境・景観の保全又は自然環境の保護に寄与するもの</p> <p>キ 市内外の地域の発展、活性化に寄与するもの</p> <p>② 任命権者は、上記の他、当該活動が相続、遺贈等により行うものである場合、当該活動により習得した知識又は技術が市民サービスの向上に寄与するものである場合、その他職員が当該活動を行うに相当の理由があると認める場合で、全体の奉仕者たる公務員の立場を損ねるおそれがないと判断したときは、兼業を許可することができる。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>決裁日から施行する。</p>					
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>11月11日開催の庁議の各部報告において、概要を報告済み。</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>本要領の制定に伴い、これまでに兼業の許可を受けている職員についても、改めて許可の申請を求める。</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、市長決裁を経て、制定し、庁内周知などの必要な事務を進める。</p>					
<p>5. 審議結果</p> <p>了承</p>					